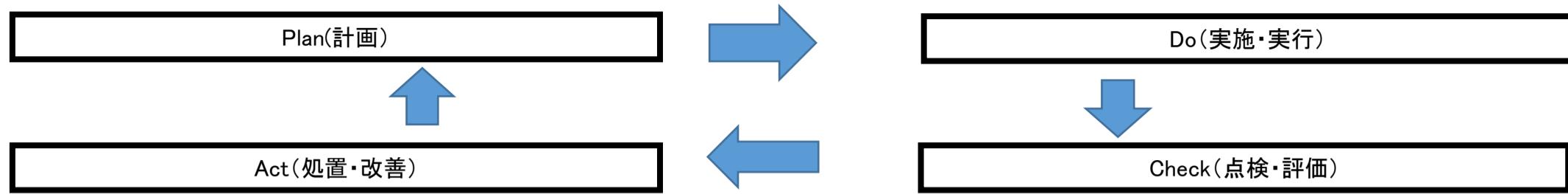


第4次東御市障がい者計画 令和7年度 PDCA評価

資料1

(令和7年8月31日現在)



P (計画)	頁	D (実施状況)	C (評価)	A (改善)
1章1節 福祉サービスの充実				
1. 障がい者・児の福祉サービスの充実	18	<ul style="list-style-type: none"> ・東御市民間介護・福祉事業所連絡会を継続実施。 ・令和7年2月に児童発達支援事業所が開所、令和7年4月には短期入所2床を併設した新しいグループホームが開所した。 ・市内でグループホームの開所を検討している事業所に向けて、整備計画に係る意見書を提出し、早期の整備をお願いした。 	B	<p>今後も、東御市民間介護・福祉事業所連絡会をはじめ、関係機関との情報交換・意見交換等を通じて質の高いサービスを提供できるよう努める。ヘルパー不足については、地域包括支援係と社会福祉協議会が有償ボランティアによる日常生活サポート事業を開始しており、障がいサービスも共にサービス量の安定供給に取り組む。</p>
2. 相談支援体制・情報提供の充実	18	<ul style="list-style-type: none"> ・市内相談支援事業所数は5か所（機能強化型3か所）、うち障害児相談支援事業所は3か所を維持している。 ・相談支援専門員数は10名。 ・「福祉のしおり」をより分かりやすくするために改訂中。 ・相談時等には個人に合わせた福祉サービス等に関する情報提供を実施。 	B	<p>相談支援専門員の質の向上については、上小圏域において「OJT体制整備事業」を実施し、事例を通してスキルアップを図っているため、今後も継続していく。</p> <p>指定特定及び一般相談支援事業所の設置については引き続き、必要に応じて設置を促進していく。</p> <p>福祉のしおりの配布、ホームページやLINEによる情報発信、障がい福祉サービスの説明希望者へ個別に対応する等、必要な方への情報発信に一層努める。</p>
1章2節 移動支援対策の推進				
1. 移動支援の充実	19	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談時や手帳交付時に移動支援サービスの内容説明実施。 ・福祉有償運送登録事業所は2か所。 ・新規介護タクシー事業所と移動支援について今後連携していく。 	B	<p>引き続き個別相談時及び手帳交付時等において移動支援サービスの周知について継続していく。また移動支援サービスについては、地域の実情に応じた臨機応変な対応が許容されることから、提供事業所の設置・増強について、事業所に対して働きかけを行っていく。</p> <p>これからの地域公共交通の在り方について、引き続き地域公共交通会議を中心に関係機関・関係部署で連携し、障がい者・高齢者も利用しやすい交通システムについて検討していく。</p>
2. 移動に関する	20	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳取得時に各事業の周知実施。 ・該当対象者への通知、個別相談時に周知を実施。 ・タクシー券助成は令和6年度よりデマンドバスの利用も可能となり、利用者の増加につながった。 	B	<p>タクシー券の助成について、令和5年度末にタクシー事業者が市内1社となってしまったため、令和7年度より市内3社の介護タクシー業者も利用できるように改正を行った。</p>
1章3節 生活安定支援施策の充実				
1. 給付事業・助成事業の推進	22	<ul style="list-style-type: none"> ・各種給付・助成事業について、福祉のしおりやパンフレット、ホームページ等を活用して広く周知を実施。 ・個別のケースに応じて情報提供等を実施。 	B	<p>各種要件を満たしている方に広く最新情報を提供できるよう、福祉のしおりやパンフレット、ホームページ等を更新し、今後も周知に努める。</p>

P (計画)	頁	D (実施状況)	C (評価)	A (改善)
1章4節 雇用と就労支援の強化				
1. 就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発	(1) 就労相談体制の充実、就労希望者への支援、企業の啓発	24	障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、まいさぽ東御等の関係機関と連携や情報共有を行っている。また、圏域で企業に対して研修を開催し、障がい者への理解を促す取り組みを行うとともに、就労系福祉サービス事業所の職員に対し、情報共有シートの普及に向けての研修を開催している。	B 障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、まいさぽ東御、市の商工観光課等の関係機関・関係部署と連携を図っていく。 また、圏域において、より多くの企業等が参加しやすい研修会を実施するとともに、企業等から障がい者雇用について好事例の収集及び発信を行い、障がい者雇用の拡大を図っていく。
2. 一般就労の促進と定着支援	(1) 就労移行支援事業に関する情報提供、事業所の確保	25	・一般就労に必要な知識や能力向上のための訓練を実施する福祉サービスについての情報提供を実施。 ・令和6年度は障がい福祉サービスを利用していた4名が一般就労につながった。令和7年度は現在までに1名が一般就労につながった。 ・就労の継続及び定着支援については、市外の就労定着支援事業所や障がい者就業・生活支援センターを活用することが多く、ジョブコーチの活用は低迷している状況。	B 引き続き、関係機関と連携しながら、一般就労の促進に努める。また、市内に就労定着支援事業所が設置されるよう、支援会議等を活用し事業所への働きかけを行っていく。
	(2) 就労に関する関係機関への取次ぎ			
	(3) 多様な勤務形態の普及や適切な就労の場の確保			
	(4) ジョブコーチの活用			
	(5) 就労定着支援の周知及び利用促進			
3. 福祉的就労の充実	(1) 働く場の提供、訓練、情報提供の充実	25	・市内の就労継続支援A型事業所(2か所)、B型事業所(8か所)について、見学や体験を通して、本人のニーズや希望に応じた事業所につなげられるよう調整に取り組んでいる。 ・就労の前段階として、地域活動支援センターの利用や、まいさぽ東御とも連携し就労準備支援事業等の利用についても情報提供を実施している。	B 引き続き、関係機関と連携しながら、個別に合わせた情報を提供していく。 また、府内でも障害者優先調達推進法に基づく優先調達を継続することで工賃水準の底上げに努めるとともに、支援会議等を活用して事業の拡充に向けた働きかけを行っていく。
	(2) 就労継続支援事業所等の基盤整備			
	(3) 作業工賃水準の底上げへの取り組み			
	(4) 地域活動支援センターの周知と事業の拡充			
2章1節 障がいへの理解と権利擁護の推進				
1. 相互理解の推進	(1) 教育現場での福祉教育の充実や障がいの理解を深める取り組み	28	・社会福祉協議会、教育委員会等の関係機関・関係部署と連携し、教育現場での障がい理解を深めている。 ・令和6年度はハートをつなぐ障がいセミナーを東御市障害者福祉のつどいにあわせて開催し、障がい者への理解促進を図った。令和7年度も11月末に実施の予定。	B 相互理解を深めるためには実際に交流する機会が重要であるため、市内各事業所と連携し、地域住民と障がい者との協働の機会を設けていく。 また、相互理解の推進を図るため市民向けのセミナー、研修会等の啓発を継続していく。
	(2) 各関係機関と連携し、職場での障がい者理解の促進			
	(3) 障がい者と地域住民との交流支援			
	(4) 障がいに対する各強化月間等における啓発活動			
	(5) ボランティア活動を通じた理解促進			
	(6) ハートをつなぐ障がいセミナーや研修会、勉強会の開催			
2. 虐待防止の推進	(1) 虐待等防止総合対策推進協議会、障がい者虐待の防止	28	・虐待等防止総合対策推進協議会において、市内の虐待の状態や傾向などを把握し対策を検討した。 ・個別の案件については、基幹相談支援センターや上小圏域の市町村と連携して対応している。 ・対応する職員の研修を実施した。	B 引き続き、虐待の防止と早期発見、早期対応及び周知・啓発に努める。
	(2) 虐待防止・早期発見の普及啓発、各関係機関との連携			
	(3) 虐待防止に関する周知・啓発			
3. 障がい者差別解消の推進	(1) 障害者差別解消法についての周知・啓発活動	28	・月間にポスター掲示を行った他、セミナーにて障がい者理解を深める啓発活動を予定している。	B 障害者差別解消法や障がい者への理解の促進を図るため、セミナー等を通じて引き続き周知・啓発を行っていく。
	(2) 障害者差別解消法に基づいた、事業所に対する取り組み			
4. 意思決定支援・成年後見制度の推進	(1) 成年後見制度の普及啓発、利用促進	28	・サービス利用等に関しては支援会議等で障がい者本人の意向を確認し、意思決定支援を進めている。 ・選挙等の権利行使支援や意思決定支援については、個々の状況に応じて対応した。	B 今後も上小圏域成年後見支援センターや関係機関との連携を図り、成年後見制度の更なる普及啓発と利用促進に努める。また、意思決定支援を更に充足させるため、支援者への啓発活動を継続していく。
	(2) 選挙等に関する権利行使の支援、体制づくり			
	(3) 障がい者一人一人の意思決定支援			

P (計画)	頁	D (実施状況)	C (評価)	A (改善)
2章2節 コミュニケーション支援の充実				
1. コミュニケーション 施策の推進	(1) 手話通訳者の福祉課への配置	30	B	引き続き、遠隔手話通訳の利用方法や情報提供等の周知に努める。今後も必要な方への情報提供を通じ、支援を推進していく。
	(2) コミュニケーション支援事業			
	(3) 手話奉仕員の養成			
	(4) 点字・音訳による情報提供			
	(5) 点訳・朗読奉仕員の人材養成			
	(6) 日常生活用具給付事業の普及			
2章3節 余暇活動の充実				
1. スポーツ・文化 芸術活動の推進	(1) 身体教育医学研究所と連携	32	B	東御市内ではボッチャの競技人口が増加しており、各大会も盛況である。また、小中学校での車椅子バスケットやボッチャ等のユニバーサルスポーツ体験を通じて障がい者理解の促進につなげている。上小地区障がい者スポーツ大会では、今後も当事者や関係団体などの意見を踏まえたうえで、教育部局やスポーツ主管課とも連携を深めていくことを検討していく。今後も大会等の情報発信を継続していく。
	(2) スポーツ・レクリエーションによる交流や社会参加			
	(3) 全国障害者スポーツ大会等への選手の派遣、開催に対する支援			
	(4) 移動支援事業等、余暇活動の機会の提供			
	(5) 創作活動等の発表の場と文化芸術の鑑賞機会の支援			
	(6) 自主的な文化芸術活動の振興支援			
2. 交流・ふれあい	(1) 希望の旅事業	33	B	引き続き、当事者や家族同士の交流が図れるよう支援を行う。
	(2) 市内の各種イベント及びスポーツ大会などへの参加促進			
	(3) 長野県内各協会における交流会やイベント等の活動への参加促進			
	(4) 障がい者の当事者会、親の会、家族会の活動支援			
3章1節 療育体制の充実				
1. 地域療育 システムの充実	(1) 各課連携の療育システムの構築	35	B	保護者の障がい受容への丁寧な寄り添いと、ライフステージの要所における適切な助言対応を行いながら成年期支援者へ引き継ぐにあたり、外部機関及び関係各課との連携をより深める必要がある。放課後の様々な支援機関と連携しながら児童と保護者にとって最適な居場所を検討する場を構築する。
	(2) 庁内相談員連携と相談の充実			
	(3) 外部連携と専門相談の充実			
	(4) 運動発達支援			
	(5) 専門療育の整備			
	(6) 福祉サービスの充実と子育て支援施策の受け入れ促進			
	(7) 加配保育士配置と個別支援の充実			
	(8) 医療機関との連携			
2. 一人ひとりに応じた 教育の推進	(1) 通常学級と特別支援学級の充実	35	B	特別な配慮を要する子どもが増えてきているため、特別支援教育支援員の、より適切で効果的な活用について工夫したい。 特別支援教育コーディネーター連絡会で呼びかけ、支援会議に個別の教育支援計画および個別の指導計画を活用できるようにしていく。またSSTとともに、保護者対象のペアレントトレーニングを実施し、相乗効果を狙う。 各種研修会には、当該対象者のみならずより広範囲に参加を呼びかける。「インクルーシブ教育講演会」は再実施を構想し実現させる。
	(2) 特別支援コーディネーターの強化と個別の指導計画・教育支援計画の活用			
	(3) LD等通級指導教室の活用とSST			
	(4) インクルーシブ教育と研修			

P (計画)		頁	D (実施状況)	C (評価)	A (改善)
3. 副次的な学籍の更なる推進		35	・東御市では、特別支援学校の全児童生徒が、市内小中学校に副学籍を置く。 ・「副学籍」に関する希望調査の際に、副学籍の趣旨がわかる資料も配付して、交流に対する保護者の意向を掌握する。	B	引き続き保護者の意向と学校の調整がスムーズにいくよう配慮し、地域校とのつながりが実感できるような交流を促進したい。また、各校の交流の活動の様子を市内でも情報交換して互いに参考にしたい。
4. 家族支援		36	・相談窓口については、子どもサポートセンター開設により一本化されている。 ・ペアレントトレーニングでは家庭事情に合わせ、またより丁寧な相談対応ができるよう個別対応形式を中心に28件実施している。 ・個別の状況に合わせ、障がい福祉サービスや家庭支援事業等様々なサービスを活用し、子育ての負担軽減を図っている。 ・はこべの会開催支援を1回実施。	B	子ども本人が相談しやすいよう子どもサポートセンターの更なる周知を行う必要がある。親の会については、就学前～低学年の核となる参加者の小集団の会を継続的に持つことにより、新たな活動に結び付ける。
3章2節 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化					
1. 早期発見・ 早期支援の充実	(1) 乳幼児健康診査、5歳児発達相談会の充実	38	・健康推進課、保育課、子ども家庭支援課が連携し、乳幼児健康診査や5歳児発達相談会から支援が必要な児童を早期に専門相談や受診、児童発達支援事業所等の療育支援につなげている。	B	健診でのフォローアップの強化と、担当職員のスキルアップを図りながら、さらなる早期発見・早期療育支援につなげていく。
	(2) 乳幼児家庭訪問による相談の充実				
	(3) 育児相談等各種相談の充実				
2. 切れ目のない 支援の推進	(1) 保育、教育、労働、保健、福祉の連携による安定した支援環境	38	・支援の情報が適切に引き継がれるよう、移行支援会議に係官職員が出席している。 ・義務教育終了後の連携と支援体制を整える為、近隣各高校との懇談を実施した。	B	就学前～低学年の児童の保護者を対象とした会の中でサポートブックを周知する。 18歳以降の成年期に向けた適切な進路決定支援を行う。
	(2) 個別支援計画等の支援情報の適切な引継ぎ				
	(3) サポートブックの周知と作成推進				
	(4) 義務教育終了後の支援				
3章3節 多様な障がいへの支援					
1. 発達障がい等に 対する支援の充実	(1) 発達障がいの支援	39	・発達障がいの支援体制を把握し、課題等の確認をするためのツールについての研修会に参加し見直しを行った。 ・強度行動障がいの支援について福祉事業所を対象とした研修会を圏域で実施している。また、予防についての関係者向けの研修を12月に予定している。 ・高次脳機能障がい、重症心身障がいの支援については、相談から適切なサービスにつなげている。	B	強度行動障がいについては、圏域自立支援協議会の強度行動障害支援体制検討委員会で支援者の質の向上を図りながら、圏域内で受け入れ先が確保できるよう検討している。
	(2) 強度行動障がいの支援				
	(3) 高次脳機能障がいの支援				
	(4) 重症心身障がいの支援				
2. 医療的ケア児の 支援体制の充実	(1) 包括的支援チームづくり	39	・市内医療的ケア児は6名であり、全員の状況を把握し相談支援及びサービスの提供を行っている。 ・6名の医療的ケア児のうち、1名が圏域市町村共同設置の事業所を利用している。	B	病院との連携を深め、入院中から多職種による在宅支援チームを作り、必要な資源と結びつける体制を確実にしていく。東御市医療的ケア児支援体制会議で状況確認と課題の共有を行う。
	(2) 多職種連携				
	(3) サービスの確保				
	(4) 実態把握と課題及び情報共有				

P (計画)	頁	D (実施状況)	C (評価)	A (改善)
3章4節 地域生活への移行支援				
1. 地域移行の推進	(1) 地域移行支援の充実	41	B	施設や地域での生活等のニーズ把握をすすめ、関係機関と意見交換等を通じて質の高いサービスを提供できるよう努める。また、一般相談支援事業所の整備促進については、事業所へ情報提供し、働きかけを行っていく。
	(2) 指定一般相談支援事業所の整備促進			
	(3) 医療的支援体制の構築			
	(4) 講演会や学習会など、啓発活動の実施			
2. 住まいの場の確保	(1) グループホームの整備促進	42	B	関係機関と情報共有や意見交換を行い、グループホームの整備に向けた取り組みの実施に努める。障がい者の地域における住まいの場であるグループホームは、市内に4か所あるが、重度の障がい者が入居できるグループホームが少なく、地域移行が困難であることが市としても上小圏域としても課題である。
	(2) 地域生活における不安解消のため、入所体験等の利用促進			
	(3) グループホームの家賃の補助			
	(4) 公営住宅入居に関する制度(減免制度、優先入居制度)の周知			
	(5) 長野県あんしん創造ねっと入居保証事業の周知・利用促進			
3章5節 地域包括ケアシステムの充実				
1. 包括的な 支援体制の整備	(1) 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行援助	44	B	事業所に対して体験事業の周知を行い、体験の受け入れ事業所の増加に努める。 成人版サポートブックの作成については、すでに作成している県外市や団体のサポートブックの内容を研究した。 障害福祉サービス利用者は相談支援専門員の個別アセスメント票と重複する点が多いことも踏まえ、今後は児童版サポートブックを作成した時のように、家族が伝えたいことを中心とした内容とする必要があるため、ご提案いただいた手をつなぐ育成会を中心に障がい者団体の方々と必要性も踏まえて内容等を検討する必要がある。
	(2) 成人版のサポートブックの作成を支援			
	(3) 障がい者の意思決定の支援、相談支援体制の一元化			
	(4) 障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた体制づくり			
	(5) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築			
2. 地域生活を支える サービス等の充実	(1) 居宅サービスの質的、量的確保と体制整備	45	B	障がい者に対する短期入所サービス提供事業所の設置・増強について、東御市民間介護・福祉事業所連絡会等において事業所に対して今後も働きかけを行っていく。 今後も各サービスについて必要な方への周知を推進していく。
	(2) 地域活動支援センター事業の充実			
	(3) 地域定着支援の周知・利用促進			
	(4) 自立生活援助について周知・利用促進			
	(5) 緊急時対応のための相談体制等の充実、実態の検証、検討			
4章1節 福祉のまちづくりの推進				
1. 人にやさしい 福祉のまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりを推進し、地域で支えあう体制を整備	48	B	引き続き、ハートをつなぐ障がいセミナーを実施し、市民への啓発の機会を持つ予定である。 引き続き普及・啓発活動を実施していく。
	(2) 事業者や市民に対し障がい者への合理的配慮の普及啓発を図る			
	(3) 地域の団体や当事者の方に対する情報提供等の支援			
	(4) 目に見えない障がいをお持ちの方にも配慮ができるまちづくり			
	(5) 地域福祉計画に基づく、地域住民による相互支援の推進			
	(6) 民生児童委員との連携			

P (計画)		頁	D (実施状況)	C (評価)	A (改善)
2. ボランティア活動の推進		49	ボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会の活動支援を通し、活動に必要な情報提供に努めている。人材育成に関しては手話奉仕員養成講座のほか、社会福祉協議会において音訳・点訳奉仕員養成講座を継続して行っている。	B	社会福祉協議会との連携を継続しながら、今後もボランティアの人材確保や活動支援を実施していく。
3. 福祉人材の養成確保		49	社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者等が府内に在籍し、必要時に専門的な支援ができるよう努めている。民生児童委員への情報提供や研修の機会の確保等、随時実施している。	B	引き続き、人材の確保に努めるとともに、民生児童委員との連携体制も維持していく。
4章2節 生活環境基盤整備の推進					
1. 公共施設等の整備		51	既存施設については案内表示等を随時更新している。現在市営住宅では、車いす利用者に配慮した居室が整備されている。	B	車いす利用者に限らず、障がい者に配慮した公共施設等の整備を関係機関、関係部署と連携し進めていく。 県営住宅の視覚障がい者用居室について空き情報などが入った際には個々のケースに応じた紹介を継続していく。
2. 住環境の整備		51	令和6年度に障がい者に優しい住宅改修事業の利用が1件あった。65歳以上の障がい者からの相談が多く、高齢者にやさしい住宅改良事業や介護保険サービスへ相談をつなげている。 令和6年度は市報とうみにて障がい差別の解消と合理的配慮について周知を行った	B	引き続き、助成を実施していく。 今後も民間事業者へ研修等の案内を通して、障がいへの理解を促進していく。
3. 道路環境の整備		51	要望が出た際に点字ブロック、街灯、音響信号、段差解消等の整備については関係機関と連携を図りながら整備を進めている。 また、道路の安全のために巡回パトロールを関係部署で実施している。	B	引き続き、関係機関、関係部署と連携を図りながら整備に努める。
4章3節 保健・医療サービスの充実					
1. 健康づくりの推進		53	特定健診をはじめ、各種がん検診や健康相談、重度障がい者(児)に対する訪問歯科検診等を実施し、健康の保持増進に努めている。	B	今後も必要に応じて継続的に相談や事業の活用ができるよう、体制を維持していく。
2. 社会的リハビリテーションの充実		53	障がいの特性、または利用者の生活目標に応じてリハビリテーションが受けられるよう、専門機関と連携し支援を行っている。また、障がい福祉サービスにより、地域生活や社会参加を支援している。	B	当事者のニーズに応じて情報提供を継続すると共に、関係機関との情報交換・意見交換等を通じて質の高いサービスが提供できるよう努める。
3. 難病患者に対する支援の推進		54	在宅重度障がい者及び難病患者への相談支援を行っている。令和6年度及び令和7年度の現在までのところは手帳を所持していない難病患者の日常生活用具給付等の実績はないが、個別相談時にサービスの周知に努めている。	B	引き続き、相談支援等の利用促進を継続し、必要なサービスの提供に努める。また在宅生活を継続できるよう、日常生活用具給付等のサービスを周知していく。
4. 医療費の自己負担軽減		54	障がい者(児)の医療費自己負担額の軽減をする福祉医療制度・自立支援医療の提供を継続して行っている。制度利用については問い合わせも多く需要が高いことがわかる。	B	個別に合わせて制度を周知していく。また、市国保加入者の自己負担免除を継続していく。

P (計画)	頁	D (実施状況)	C (評価)	A (改善)
4章4節 防災・防犯対策の推進				
1. 防災対策の推進	(1) 避難に支援者が必要な方の名簿作成、支援協力体制の確立等	56	B	医療的ケア児・視覚障がい者・聴覚障がい者の名簿の更新及びその他の障がい児・者についても災害時に安否確認ができるような名簿を作成し、災害時の迅速な状況把握に努める。また、必要に応じて個別の支援会議の実施時に、災害時を想定したシミュレーションを実施することにより、災害発生時の対応力強化を図る。
	(2) 災害等緊急時の音声や文字による情報伝達体制の整備推進			
	(3) 災害時の手話通訳者の派遣体制の整備			
	(4) 災害時における福祉避難所の設置、灾害マニュアルの整備			
	(5) 防災訓練の実施、災害発生時の対応力強化			
	(6) 災害時支えあい台帳等のシステムづくりの推進			
2. 防犯体制の充実	(1) 安心・安全なまちづくり推進のための関係機関との連携	57	B	引き続き、安心・安全なまちづくりを推進するために関係機関と連携を図り、メール配信サービスを利用しながら防犯体制の整備に努める。
	(2) 障がい者の消費者被害を防ぐため、消費生活相談員と連携、啓発			
	(3) 犯罪被害防止のための啓発活動			
	(4) 市のメール配信サービスを利用し防犯意識の向上を図る			

第7期東御市障がい福祉計画PDCA（令和7年度）

(令和7年度の実績値は令和7年8月31日現在)

【実績に対する評価】 A：想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく B：想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく C：想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う

	項目	単位	令和6年度 上段：目標値 下段：実績値	令和7年度 上段：目標値 下段：実績値	令和8年度 上段：目標値 下段：実績値	6年度目標値に 対する達成率	6年度の現状及び課題	6年度評価	
障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標									
1 施設入所者の地域生活への移行	①施設入所者の地域生活への移行者数	人	1 0	1 0	1	—	身体機能・認知機能の低下から、地域生活への移行が困難となっている現状があり、障害の重度化の防止が課題となっている。	B	
	②施設入所者の利用者数	人	41 39	41 39	41	—	令和6年度は新規入所もあったが、死亡や入院による退所もあり実質2人減となった。訪問系サービスや日中活動系サービスの利用推進により、障がい者の地域生活の継続を図っていく。	B	
障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標	①保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数及び保健・医療・福祉関係者の参加者数	回数	4 4	4 1	4	—	東御市としては地域ケア推進会議等を協議の場として位置づけ、課題の共有等を行っている。また、市が開催する多職種連携会議や、民間介護福祉事業所連絡会においても、基幹相談支援センターからの参加をいたく等、分野にとらわれない支援体制を構築するための情報共有を行つた。令和6年度においては、福祉（障害・介護）関連の事業所等に参加が偏っている実績からも、当事者やその家族に対して協議の場に参画いただけるよう、積極的な呼びかけを行つて必要がある。	B	
		関係機関:保健	人	1 0	1 0	1	—		
		関係機関:医療（精神科）	人	1 0	1 0	1	—		
		関係機関:医療（内科・歯科等）	人	5 6	5 4	5	—		
		関係機関:福祉	人	5 3	5 2	5	—		
		関係機関:介護	人	5 3	5 12	5	—		
		関係機関:当事者	人	1 0	1 0	1	—		
		関係機関:家族	人	1 0	1 0	1	—		
		関係機関:その他	人	5 6	5 9	5	—		
		②保健・医療・福祉関係者による目標設定及び評価	実施の有無	課題共有と検討 有	課題共有と検討 —	課題共有と検討 —	協議の場において、サービス利用希望者に対してヘルパーの提供が不足している現状について共有を行い、障害と介護の垣根をなくした連携を行つていくことについての協議を実施した。	B	
			回数	1 0	1 0	1	引き続き情報収集を図るとともに、課題解決のための目標設定と評価を行い、進捗を管理していく必要がある。		
障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標	③精神障がい者の地域移行	精神障がい者の地域移行支援利用者数	人	1 0	1 0	1	—	精神疾患により医療機関を受診する方や、精神保健福祉手帳を取得する方が近年大幅に増加していることから、障害の種別によらず積極的な地域移行関連のサービス利用を促進を図つていく。	B
		精神障がい者の地域定着支援利用者数	人	1 1	2 2	3	—		
		精神障がい者の共同生活援助利用者数	人	24 24	25 20	26	—		
		精神障がい者の自立生活援助利用者数	人	1 0	1 0	1	—		
		精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	人	2 3	2 1	2	—		
3 地域生活支援の充実	①地域生活支援拠点等の整備（上小圏域における統一目標）	圏域における地域生活拠点等の数	事業所数	1 1	1 1	1	100.0%	上小圏域においては、輪番制による緊急ショートステイの体制が構築されており、設置数事業所数を1としている。	A
		コーディネーターの配置	人	1 1	1 1	1	100.0%	上小圏域においては、基幹相談支援センター所長がコーディネーターを兼務している。	A
		運用状況の検証及び検討の回数	回数	3 3	3 —	3	100.0%	定期的な運用状況の検証及び検討を実施している。	B
	②強度行動障がいを有する者への支援体制整備	ニーズの把握、支援体制の有無	体制の有無	有 有	有 有	有 —	—	上小圏域の自立支援協議会において、実態の把握と情報共有を実施しており、東御市内の行動関連スコア18点以上の者は7名である。該当者の受け入れ可能な事業所が不足していることは喫緊の課題であり、地域で受け入れのできる体制づくりを推進していく。	B
		実施の体制（上小圏域自立支援協議会における検討）	実施の有無	実施 有	実施 有	実施 —	—		B

第7期東御市障がい福祉計画PDCA（令和7年度）

(令和7年度の実績値は令和7年8月31日現在)

【実績に対する評価】 A：想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく B：想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく C：想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う

項目	単位	令和6年度 上段：目標値 下段：実績値	令和7年度 上段：目標値 下段：実績値	令和8年度 上段：目標値 下段：実績値	6年度目標値に 対する達成率	6年度の現状及び課題	6年度評価		
障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標	①福祉施設利用者の一般就労への移行者数	全体で	人	9 3	9 2	9	—	近年、就労移行支援からの一般就労移行者が減少している傾向にあり、リワーク等を目的とした利用者が多くを占めていることが原因と考えられる。また、就労移行支援から一般就労を経て就労継続支援A型を利用する等、一般就労の実績に繋がらない例もみられた。福祉行政や事業所、利用者が共通の認識を持ち、理解を深めたうえでのサービス利用及び一般就労移行を検討していく必要がある。	C
		うち就労移行支援から	人	3 0	3 0	3	—		
		うち就労継続支援A型から	人	4 0	4 2	4	—		
		うち就労継続支援B型から	人	2 3	2 0	2	—		
		②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業者の割合	市内における事業所の割合	% 100 100	100 0	100	—	東御市内における就労移行支援事業所は1か所であり、引き続き移行の割合を維持していく。	A
	③福祉施設から一般就労へ移行する者のうち就労定着支援の利用者		人	0 0	1 0	1	—	現在、東御市内に就労定着支援事業所が存在せず、障がい者就業・生活支援センター（SHAKE）の支援を受けて就労を継続している方がほとんどであることから、引き続き事業所の設置について各事業者に働きかけていく。	B
			市内における事業所の割合	% — —	— —	100	—		B
	④就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有 有	有 有	有	—	上小圏域においては、圏域で基幹相談支援センターが設置されており、各市町村間での連携のもと相談支援体制の強化にあたっている。	A
		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	機能強化研修	36 26	36 —	36	—		B
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援の件数	資質向上研修	40 40	40 —	40	—		B
		地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数	件数	180 25	180 —	180	—		B
		個別事例の支援内容の検証実施回数	回数	3 3	3 —	3	—		B
		主任相談支援専門員の配置人数（上小圏域）	人	12 11	13 —	13	—		B
		相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回数	14 29	14 —	14	—		B
		参加事業者数・機関数	団体数	98 156	98 —	98	—		B
		協議会の専門部会の設置数	部会数	7 7	7 7	7	—		B
		協議会の専門部会の実施回数	回数	35 91	35 —	35	—		B
6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	①県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	人	10 12	10 15	10	—		A	
	②障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有	体制の有無	体制の有無	有 検討中	有 検討中	有	—	説明会は未実施となっており、毎月の審査請求時に事業所担当者との確認を実施している。福祉施設等における人員不足もあり、市と事業所が互いに負担にならない共有体制の構築が課題となっている。	B
		圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催	回数	1 0	1 0	1	—		C

第7期東御市障がい福祉計画PDCA（令和7年度）

(令和7年度の実績値は令和7年8月31日現在)

【実績に対する評価】 A：想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく B：想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく C：想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う

	項目	単位	令和6年度 上段：目標値 下段：実績値	令和7年度 上段：目標値 下段：実績値	令和8年度 上段：目標値 下段：実績値	6年度目標値に 対する達成率	6年度の現状及び課題	6年度評価	
各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）									
各サービスの見込量及び確保方策（活動指標） 1 障害福祉サービスの見込量及び確保方策	①訪問系サービス	居宅介護	時間	322 302	329 98	336	93.8%	おおよそ見込み通りの実績となっている。	B
		重度訪問介護	時間	50 46	50 184	50	92.0%	令和6年度途中から新規業者の参画があり、ほぼ見込み通りの実績となっている。	B
		同行援護	時間	63 51	70 10	70	81.0%	おおよそ見込み通りの実績となっている。	B
		行動援護	時間	116 128	145 11	145	110.3%	外出ニーズの増加に伴い、目標値を上回る実績となっている。	A
		重度障害者等包括支援	時間	280 274	280 138	280	97.9%	おおよそ見込み通りの実績となっている。	B
	②日中活動系サービス	生活介護	人日	1,408 1,526	1,426 652	1,444	108.4%	利用希望者や利用日数の増加により、目標を上回る実績となっている。	A
		自立訓練（機能訓練）	人日	10 1	10 2	10	10.0%	身体障がい者のリハビリ支援としての側面があるため、見込量を下回る結果となった。必要な者の相談に対応していく。	C
		自立訓練（生活訓練）	人日	66 17	66 1	66	25.8%	自立訓練を実施している事業所が減少傾向であることや利用希望者の減少により、見込量を下回る結果であった。	C
		自立訓練（宿泊型）	人日	90 18	90 1	90	20.0%	利用者が地域生活に移行したため、見込量を下回る結果となった。今後もニーズに合わせてサービスを提供する体制を維持する。	C
		就労選択支援	人日	— —	40 —	40	—	令和7年度より新設	—
		就労移行支援	人日	80 41	88 34	88	51.3%	サービス利用中に工賃が発生しないことも利用減の一因となっている可能性があるが、必要とする者への利用促進を図っていく。	C
		就労継続支援（A型）	人日	273 172	315 118	357	63.0%	或る程度の就業能力が必要とされることから、利用者の個々の特性等に配慮したうえで、適性な利用促進を図っていく。	C
		就労継続支援（B型）	人日	1,632 1,734	1,677 908	1,722	106.3%	日中の居場所としての需要もあるため、利用は増加傾向にある。	A
		就労定着支援	人日	2 2	3 1	3	100.0%	見込数と同値となっている。	B
		療養介護	人	4 4	4 2	4	100.0%	見込数と同値となっている。	B
③居住系サービス	③居住系サービス	短期入所（福祉型）	人日	24 50	28 23	32	208.3%	コロナ以降少しずつ利用希望が増加しており、目標を上回る実績となっている。	A
		短期入所（医療型）	人日	4 0	4 0	4	0.0%	受け入れ先が少ないと利用希望がなく、利用者はいなかつたが、ニーズに合わせてサービスを提供する体制を維持する。	C
		自立生活援助	実人数/年	1 0	1 0	1	0.0%	対象者がいなかった。必要な者の相談に対応していく。 利用実人数が増加の傾向にあるが、必要な見込数はほぼ確保できている。	B
		うち精神障がい者の数	実人数/年	1 0	1 0	1	0.0%		B
		共同生活援助	実人数/年	46 47	48 50	50	102.2%		B
		うち日中サービス支援型共同生活援助	実人数/年	3 3	3 4	3	100.0%		B
		うち精神障がい者の数	実人数/年	24 23	25 20	26	95.8%		B
		うち重度障がい者の数	実人数/年	1 1	1 1	1	100.0%		B
		施設入所施設	実人数/年	41 39	41 39	41	95.1%	新規入所者と死亡等による退所者が拮抗している状況である。	B

第7期東御市障がい福祉計画PDCA（令和7年度）

(令和7年度の実績値は令和7年8月31日現在)

【実績に対する評価】 A：想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく B：想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく C：想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う

	項目			単位	令和6年度 上段：目標値 下段：実績値	令和7年度 上段：目標値 下段：実績値	令和8年度 上段：目標値 下段：実績値	6年度目標値に 対する達成率	6年度の現状及び課題	6年度評価
1 障害福祉サービスの見込量及び確保方策	④相談支援	計画相談支援	実人数/月	88 109	90 101	92	123.9%	実人数は増加傾向にあり、目標値を上回っている。	A	
		地域移行支援	実人数/月	1 0	1 0	1	0.0%	対象者がいなかった。必要な者の相談に対応していく。 見込数と同値となっている。	B	
		うち精神障がい者の数	実人数/月	1 0	1 0	1	0.0%		B	
		地域定着支援	実人数/月	6 6	7 7	8	100.0%		B	
		うち精神障がい者の数	実人数/月	1 1	2 2	3	100.0%			
各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）	①理解促進研修・啓発事業	研修啓発事業の実施数	実施の有無	実施有	実施有(予定)	実施	—	令和6年度より東御市社協との共催で実施し、より多くの住民に向けた啓発活動に取り組んでいる。	A	
		障がい者団体・家族会等への活動支援	実施の有無	実施有	実施有	実施	—	継続した支援を実施している。家族会の高齢化等が課題となっている。	B	
	③相談支援事業	障がい者相談支援事業（実施個所数／圏域）	実施個所数	1 1	1 1	1	100.0%	圏域にて実施している。	B	
		市町村相談支援機能強化事業（実施個所数／圏域）	実施個所数	1 1	1 1	1	100.0%		B	
		住宅入居等支援事業	検討の有無	実施体制確保への検討 有 有 有			—			
	④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	実施体制の有無	実施体制有	実施体制有	—	実施体制は整備済であるが、利用に向けた周知等が課題となっている。	B		
		成年後見制度法人後見支援事業	実施体制の有無	実施体制有	実施体制有	—		B		
	⑤コミュニケーション支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者実数	17 13	17 13	17	76.5%	利用希望者に行き届いた体制となっているが、多数の利用者に支援が届くよう、継続して周知を図っていく。	C	
		手話通訳者設置事業	人	1 1	1 1	1	100.0%		A	
2 地域生活支援事業の見込量及び確保方策	⑥日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	件数	2 0	2 1	2	0.0%	身体障害者手帳所持の有無にかかわらず、真に必要としている者への利用促進が必要である。給付単価の見直し検討が課題となっている。	B	
		自立生活支援用具	件数	5 4	5 1	5	80.0%		B	
		在宅療養等支援用具	件数	4 0	4 1	4	0.0%		B	
		情報・意思疎通支援用具	件数	6 2	6 4	6	33.3%		B	
		排泄管理支援用具	件数	600 513	600 272	600	85.5%		B	
		居宅生活動作補助用具	件数	1 1	1 0	1	100.0%		B	
	⑦移動支援事業	移動支援事業	延利用時間数	1,400 954	1,400 662	1,400	68.1%	利用者の状況に合わせ、事業所等と連携して地域状況に応じた利用体制を構築していく必要がある。	C	
	⑧地域活動支援センター事業	手話通訳者設置事業（市設置分）	延利用者数	700 642	750 148	800	91.7%	東御市においては市設置分のみで利用希望者に行き届いた体制となっている。	B	
		手話通訳者設置事業（圏域設置分）	延利用者数	280 8	300 —	320	2.9%		B	
	⑨その他の事業	日中一時支援事業	延利用時間数	60 243	60 1,336	60	405.0%	利用者の状況に合わせた受入事業所の確保が課題となっている。	A	
		点字・声の広報発行事業	利用者数	8 8	8 8	8	100.0%	利用希望者に行き届いた体制となっている。	B	

第7期東御市障がい福祉計画PDCA（令和7年度）

(令和7年度の実績値は令和7年8月31日現在)

【実績に対する評価】 A：想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく B：想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく C：想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う

各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）	項目	単位	令和6年度 上段：目標値 下段：実績値	令和7年度 上段：目標値 下段：実績値	令和8年度 上段：目標値 下段：実績値	6年度目標値に対する達成率	6年度の現状及び課題	6年度評価
2 地域生活支援事業の見込量及び確保方策 ⑨その他の事業	手話奉仕員養成研修事業	回数	22 22	25 9	22	100.0%	養成研修の講師の高齢化が課題となっている。	B
		登録者数	93 93	93 93	96	100.0%		
		登録者数	4 4	4 4	4	100.0%		
		登録者数	7 7	7 7	7	100.0%		
		登録者数	26 24	26 24	26	92.3%		
		件数	1 0	1 0	1	0.0%	利用希望者がない状況。制度の周知を図っていく。	B
		件数	1 0	1 0	1	0.0%	利用希望者がない状況。制度の周知を図っていく。	B

第3期東御市障がい児福祉計画PDCA（令和7年度）

(令和7年度の実績値は令和7年8月31日現在)

項目		単位	令和6年度 上段：目標値 下段：実績値	令和7年度 上段：目標値 下段：実績値	令和8年度 上段：目標値 下段：実績値	6年度目標値に 対する達成率	6年度の現状及び課題	6年度 評価
障がい児支援の提供体制に係る成果目標								
I	①児童発達支援センターの設置	-	・圏域内既存事業所の個別支援の充実 ・親子参加型子育ち応援プログラムの実施	-	-	■	圏域には2事業所が設置済みであり、支援会議等において個別支援の充実を図っている。市としても、親子参加型子育ち応援プログラムにおいて発達支援を行っている。	B
	②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	-	■ 圏域内既存事業所の個別支援の充実	-	-	■	圏域では児童発達支援センターを含め5か所の事業所が保育所等訪問支援を実施している。市内に事業所がないことが課題である。	B
	③児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包摂を推進する体制の構築	-	■ 子ども第三の居場所にて検討及び推進	-	-	■	児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援目標の達成状況や個々の発達状況等を勘案し、子ども第三の居場所での受け入れを実施している。圏域としては、上小圏域障がい者自立支援協議会 療育・発達専門部会が、保育士を対象とし『インクルーシブ保育』を題材とした研修会を実施した。	B
	2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	-	■ 圏域内既存事業所の個別支援の充実	-	-	■	圏域では1事業所設置済みであり、支援会議において個別支援の充実を図っている。	B
	①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置	-	■ 情報共有や課題等の検討	-	-	■	圏域及び市に協議会が設置され、両協議会に医療的ケア児等コーディネーターが配置されている。	B
	②医療的ケア児等に関するコーディネーター配置の人数	-	■ 下記活動指標に掲載	-	-	■	-	B
各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）								
II	①通所系サービス	児童発達支援（医療型含む）	人日 223 191	231 303	239 -	86%	健診から市の親子参加型子育ち応援プログラムにつなげ、更に早期療育の観点から児童発達支援の利用につなげていく。2月に市内に新規事業所が設置され、利用者が増加傾向にある。	C
	放課後等デイサービス	人日 737 1,020	745 1,020	754 -	138%	■	事業所の増加に伴い利用しやすい環境が整ったことや、共働き家庭の増加、個別支援ニーズの高まり等により、目標値を大きく上回っている。	A
	保育所等訪問支援	人日 1 1	2 1	2 -	100%	■	保育園に専門家を派遣し、集団適応の為の個別療育指導を行った。市内に事業所がないことが課題である。	A
	居宅訪問型児童発達支援	人日 1 0	1 0	1 -	0%	■	対象児童がいなかった。必要な児童の相談に対応していく。	B
	②入所系サービス	福祉型児童入所支援	人 1 0	1 0	1 -	0%	対象児童がいなかった。必要な児童の相談に対応していく。	B
		医療型児童入所支援	人 1 0	1 0	1 -	0%	対象児童がいなかった。必要な児童の相談に対応していく。	B
	③相談支援	障害児相談支援	人 24 33	25 35	25 -	138%	サービス利用者全員に提供されている。	A
	④医療的ケア児等コーディネーターの配置の人数	■ 圏域配置	人 3 3	3 3	3 -	100%	協議の場に配置される医療的ケア児等コーディネーターとして、圏域3名、市3名が配置されている。	A
		市配置	人 2 3	3 3	3 -	150%		
	⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数と実施者数	受講者（保護者）数	人 45 34	50 28	50 -	76%	子どもサポートセンター実施者数32名、圏域障害者総合支援センター実施分1名、定住自立圏実施分の1名の計34名であり、保護者の就労の状況に合わせた個別対応のニーズに対応していく。	C
2 発達障がい者等に対する支援		実施者数	人 5 6	6 5	7 -	120%	■ 圏域障害者総合支援センター1名、子どもサポートセンター職員3名、委託2名の計6名となっている。	A
	⑥ピアサポート活動への参加人数	養成研修や活動の場等についての情報提供を行う	-	-	-	-	県で実施しているピアサポート養成講座受講者がこもれびの会として活動の振り返りや研修を行っている。今年度は大学や病院等で体験談を話す機会を設けたり、スキルアップ研修の予定がされている。 子どもサポートセンターでも障がい児の親の会の開催支援をしながら今後のあり方についての検討をしている。	A
3 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備	公立・私立保育所・認定こども園 ※未診断の児童含む	人 35 27	35 21	35 -	77%	■	個々の状況を確認しながら障壁ない利用ができるような体制づくりに努めている。	C
	児童館・児童クラブ ※各種手帳所持児童	人 2 1	2 0	2 -	50%	■		C



「東御市家庭介護者慰労給付金要綱」の一部改正について（案）

- ◆ 介護保険制度施行から25年が経過し着実に「介護の社会化」が進展する中、市では既存資源と市民協働による新たな社会資源による複合的な在宅サービス基盤が整いつつあり、家庭介護者の負担は確実に軽減につながっている。
- ◆ これら“現物”によるフォーマル・インフォーマル両面からの支援は、家庭介護者の介護負担そのものを軽減していくうえで極めて有効であるものの、限られた財源の中には拡充が困難になっている。
- ◆ このため、「東御市家庭介護者慰労給付金」制度について、介護対象者の介護に伴う家族の経済的負担の軽減を図っていく側面は維持しつつも、抜本的な見直しを図り、医療・介護サービス等とともに包括的に生活支援を行うための原資としていくことにより、多様な生活支援ニーズに対応できるインフォーマルな社会資源基盤の充実・強化につなげ、家庭介護者の精神的充足感を高めていく。

<現 行>

(用語の定義)

- ・第2条第1号 要介護者 要介護3程度以上の者をいう。
(支給要件)
- ・第3条 給付金の支給対象となる者は、毎年11月1日前1年間のうち、6月以上要介護者又は重度心身障害者と同居し、かつ、当該介護対象者を主に介護していた者とする。

<改正（案）>

(用語の定義)

- ・第2条第1号 要介護者 要介護4程度以上の者をいう。
(支給要件)
- ・第3条 給付金の対象となる者（以下「受給者」という。）は、次に各号のいずれにも該当する者とする。
(1) 每年11月1日前1年間のうち、6月以上要介護者又は重度心身障害者と同居し、かつ、当該介護対象者を主に介護していた者。
(2) 介護者対象者及び受給者の属する世帯の当該年度分の住民税が非課税であること。

<改正後の施行日>

令和8年4月1日



家庭介護者慰労給付金の実績について（障がい）

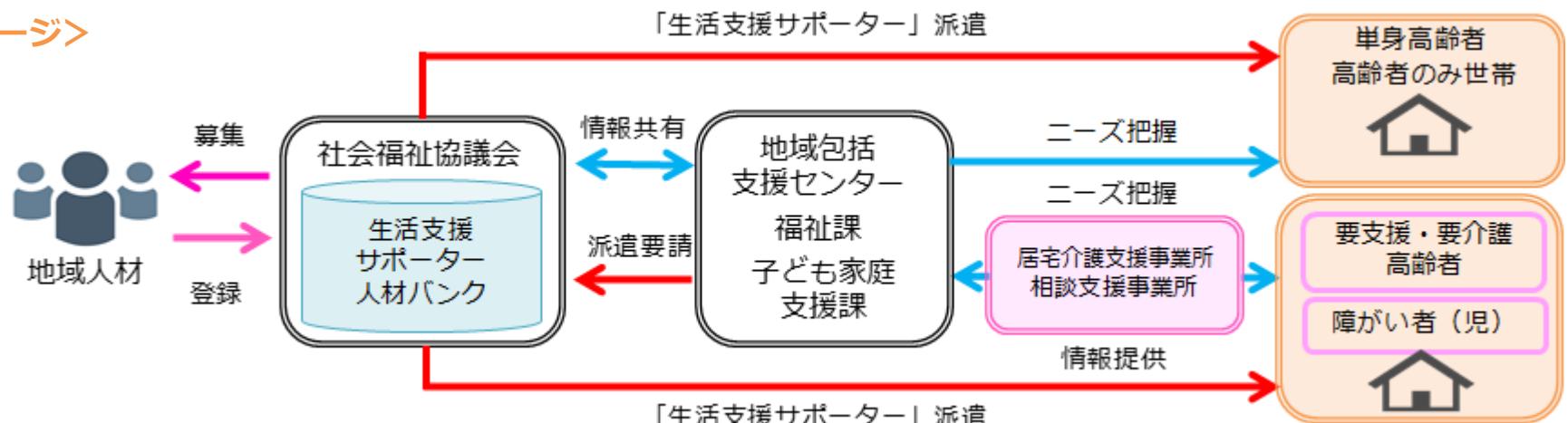
年度	対象者数		
	特別障害者手当	うち65歳以上の者	障害児福祉手当
令和5年度	26人	8人	7人
令和6年度	29人	11人	7人
令和7年度見込	35人	15人	8人

手当の受給者は増加傾向にあり、
また高齢者の割合も伸びていくものと考えられる。

「高齢者等日常生活サポート事業」について ※令和7年4月～

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体が、社会福祉協議会の「**サポーター会員**」に登録し、日常生活の支援が必要な要支援・要介護状態にある高齢者や障がい者（児）の自宅へ訪問して**家事支援や生活支援を提供**する。
- ◆ 実施主体：東御市（※社会福祉協議会へ委託して実施）

＜事業イメージ＞



こうした官民共同の取り組みに、必要に応じて障害福祉サービスを併せて活用することで、高齢者や障がい者の日常生活支援ニーズに応えられるサービス提供体制を確立し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を創る。



「特定疾患等のための通院等に要する費用の支給要綱」の一部改正について（案）

- ◆ 現行の要綱における支給対象者について、認定申請の際に特定疾患医療受給者証の写しを添付することとなっているが、人工透析についてはその実施を証明することが困難となっている。
- ◆ 要綱中の「特定疾患医療受給者証」を健康保健法に基づき交付される「特定疾患療養受療証」へと置き換えることで、支給対象者の申請にあたっての簡便性を確保し、また市における審査事務の簡素化を図ることができる。

<現 行>

(用語の定義)

- ・第2条第1項 対象となる者… 保健所長から特定疾患医療受給者証の交付を受けている者、慢性腎不全・ネフローゼ症候群・重症小児ゼンソクの者



<改正（案）>

(用語の定義)

- ・第2条第1項 対象となる者… 加入している保険者から特定疾病療養受療証の交付を受けている者

※特定疾病療養受療証…人工透析を必要とする慢性腎不全・血友病（血漿分画製剤の投与がある場合のみ）
・後天性免疫不全症候群（抗ウイルス剤投与がある場合のみ）に該当する場合認定される

<改正後の施行日>

令和8年4月1日



「東御市チャレンジショップ」の開設について

- ◆ 東御市総合福祉センターは令和5年に改装を行い、高齢者センター内の公衆浴場廃止後のスペースを、様々な年代の方が集えるフリースペースとして開放している。
- ◆ 総合福祉センターのさらなる活性化と、高齢者の介護予防や障害者の社会参加を推進するため、フリースペースの一画に「チャレンジショップ」スペースを設置し、市内の高齢者施設・障がい者施設等で製作された物品等を販売することで、市民理解と交流への促進につなげる。

<チャレンジショップ設置により見込まれる効果>

- ・チャレンジショップとして運営方法を整理することによる出店者増（総合福祉センターの活性化）
- ・販売ターゲットの拡大（総合福祉センター利用者等）による出店者の地域生活への定着

チャレンジショップの常設化

市民が出店者の活動を認知し理解する、互いを尊重しあった地域共生社会の実現

<想定される出店内容>

- ・事業所利用者等が作成した物品や農産物等の販売、飲食物の提供
 - 通所介護事業所：輝楽（農産物販売）
 - 就労支援事業所：ダーチャ（パン販売）、グローデイズ（農産物販売）、CPF（革製品販売）
- ・その他事業所利用者等による作品の展示など

<今後のスケジュール>

R7年10月：出店に際しての取り決め事項等を明確にするための要領（別紙）を作成→対象事業所等への周知
11月：出店希望者に向けた説明会開催→調整のうえ順次出店開始